

議案第 6 0 号

南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 8 月 2 9 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市印鑑条例の一部を改正する条例

南あわじ市印鑑条例（平成 17 年南あわじ市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 11 月 17 日から施行する。

南あわじ市印鑑条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
第1条～第6条 略 (印鑑登録原票) 第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。 (1)～(5) 略 <u>(6)</u> 性別 <u>(7)</u> 略 <u>(8)</u> 略 第8条以下 略	第1条～第6条 略 (印鑑登録原票) 第7条 市長は、印鑑登録原票を備え、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。 (1)～(5) 略 <u>(6)</u> 略 <u>(7)</u> 略 第8条以下 略	

